

- ・施策の総合性、体系性が欠如している。
- ・家族政策の施策の規模が小さく、財源が確保できていない。
- ・現物給付の優先度を高めるとともに、現金給付・現物給付の的確な組合せについての考慮が必要。

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因となっている。
- ・休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。
- ・保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、1～2歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。
- ・学齢期の放課後児童対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。
- ・放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。
- ・「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分に反映されない。
- ・将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。
- ・保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化が不十分である。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
- ・実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため、親にとって保障される水準や費用負担が不明瞭で権利性が弱い。
- ・NPO、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
- ・待機児童の多い地域などでは、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
- ・児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・妊婦健診に関して、望ましい受診回数に比べて、公費負担でカバーされている回数